

# 都城市子ども・子育て会議

## 第8回

平成26年10月30日

10:00~12:00

都城市役所3階第2会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
  - (1) 経過報告
    - ①これまでの経緯
    - ②第7回都城市子ども・子育て会議概要
  - (2) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について
  - (3) 新制度の利用にかかる保育料について
  - (4) 教育・保育施設の支給認定と利用調整について
  - (5) 当面のスケジュール
- 4 事務連絡
- 6 閉会

## 都城市子ども・子育て会議委員名簿

区分	団体名	役職	氏名
学識経験者	南九州大学人間発達学部・子ども教育学科	教授	黒川 <sup>ヒサミ</sup> 久美
施設運営管理者等	都城市社会福祉法人法人立保育園園長会	会長	藤田 雄三
	都城地区私立幼稚園連合会	会長	下野 喜久夫
	宮崎県児童館連絡協議会	事務局	江田 かおり
	都城市児童クラブ連絡協議会	会長	小林 <sup>ウチト</sup> 内外
	社会福祉法人 光生会ひかり園	園長	豊留 かく子
学校関係者	都城市小中学校校長会代表者	五十市小学校校長	中吉 真理哉
	都城市 PTA 連絡協議会	副会長 (有水小 PTA 副会長)	坂元 春香
行政機関	都城公共職業安定所	所長	児玉 太
	都城児童相談所	所長	大久保 公博
地域関係	都城市自治公民館連絡協議会	理事	永田 優
	都城市民生委員・児童委員協議会	会計	和田 三千夫
市民関係	NPO 法人さらだ	理事長	那須 史代
	公募市民		外山 明美
	公募市民		久場 美和

### 事務局

所属	職名	氏名
福祉部	部長	前原 修
保育課	課長	青木 眞州男
保育課	副課長	黒木 千晶
保育課	主幹	満安 真由美
保育課	副主幹	飯盛 香奈子
保育課	副主幹	清水 かな子
保育課	主査	大中原 和己

## 1 経過報告

### (1) これまでの経緯

#### ① 第1回子ども・子育て会議

ア 日程：8月2日

イ 議事：市長挨拶・選任通知書の交付・委員紹介・役員選出・審議

審議内容：子ども・子育て支援新制度について・子ども・子育て会議について（目的・構成・進め方）・子ども・子育て支援新制度のためのニーズ調査について・今後のスケジュール

#### ② 第2回子ども・子育て会議

ア 日程：9月30日

イ 審議内容：第1回都城市子ども・子育て会議概要及び経過報告、子ども・子育て支援新制度のためのニーズ調査について（調査票の確認）、子ども・子育て支援環境に関する現状報告、今後のスケジュール

#### ③ ニーズ把握のためのアンケート調査実施

ア 時期 10月～12月

イ 回収率 合計 2,347/4,000 58.7%

#### ④ 第3回子ども・子育て会議

ア 日程：1月28日

イ 審議内容：子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の速報値について、関係団体等へのヒアリングについて、今後のスケジュール

#### ⑤ 第4回子ども・子育て会議

ア 日程：3月27日

イ 審議内容：関係団体等へのグループヒアリングについて、教育・保育の需要量について（速報値）、事業計画の策定方針について、今後のスケジュール

#### ⑥ 第5回子ども・子育て会議

ア 日程：5月26日

イ 審議内容：ニーズ調査の結果報告、関係団体等へのグループヒアリングについて、教育・保育の需要量について、今後のスケジュール

#### ⑦ 第6回子ども・子育て会議

ア 日程：8月7日

イ 審議内容：子ども・子育て支援新制度に係る基準等の制定について、教育・保育提供区域について、教育・保育の需要量・供給量について、広域利用について、当面のスケジュール

⑧第7回子ども・子育て会議

ア 日程：9月26日

イ 審議内容：子ども・子育て支援事業計画について、教育・保育の利用料金について、当面のスケジュール

⑨子ども・子育て支援法に基づく教育・保育需要量について

ア 需要量について県との法定協議（3月17日）

イ 教育・保育施設の新制度への移行調査（6月～7月）

ウ 子ども・子育て子ども・子育て支援事業計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る需給状況の法定協議（8月6日）

エ 計画に定める量の見込みの国への提出（9月）

⑩子ども・子育て支援事業計画分野別分科会

ア 日程：8月22～28日

イ 内容：①婚活・雇用関係②母子保健③小・中学生の支援④障害児への支援等支援が必要な子どもや家庭への支援⑤その他子育て支援

(2) 第7回子ども・子育て会議概要

①日 時 平成26年9月26日（金） 13時00分～15時00分

②会 場 南別館3階第2会議室

③審議内容 子ども・子育て支援事業計画について、教育・保育の利用料金について、当面のスケジュール

④ 出席者 委員15名中4名欠席（藤田委員、那須委員、永田委員、児玉委員）

⑤ 主な質疑・意見

【子ども・子育て支援事業計画について】

＜次世代育成支援行動計画の評価＞

・次世代育成支援行動計画の評価の基準はどうなっているのか。課題があるような事業もA評価になっている。乳幼児医療費助成はA評価だが、他の自治体は乳幼児期を無料化したり対象を広げたりしている。他自治体との比較は行わないのか。

➢今回の評価は各事業の担当者が評価しているので基準がばらばらであるとの認識はあるので、見直しを行いたい。評価そのものよりも課題を踏まえて次にどう生かすかが重要である。他自治体との比較は行っていない。

＜児童虐待＞

・児童虐待のところで、ネグレクトによる死亡事故をどう考えているのか。

・児童虐待について、要保護児童対策協議会に児童館が入っているところもある。地域を知る人がメンバーに入ってほしい。

➢こども課が所管しているので、要望すればメンバーに入れると思う。

・県では、6月の事件を受けて社会福祉審議会の児童福祉専門部会で検証を行っている。都城市からは保健と保育との連携がうまくいっていなかったとか、医療機関との連携がうまくいっていなかったなどの話を聞いている。都城市では専門部会の検証を待たずに対応されていると聞いている。

・シンポジウムの中で、要保護児童対策協議会に産科医も入るべきとの要望があったので、検討してほしい。

➢医師会はメンバーに入っている。医師会の参加部会が情報提供等で連携を取りたいとの申し出がある。

#### <基本理念・基本方針>

・資料3の最後で子どもの権利条約20周年なのだが、それをどう意識しているのか。この条約は子どもの最善の利益をどう実現していくかということなので、それをもう少し念頭に置けばよいのではないか。

・子ども・子育て支援なので、子どもを安心して産むは大人の視点なので、「すべての子どもが豊かに育つ」をまず掲げるべき。国は「子どもの最善の利益」を一番にしている。

・県の会議でも、「子ども」がまず一番との事であった。子どもの視点に立つ事が重要。

・何らかの形で、「行政が」という言葉を入れてほしい。それがないと、全てを地域でやって下さいとのイメージになりかねない。

・シンポジウムの子育て宣言と計画の整合性はどう考えているか。

➢ライフステージ毎の支援という視点では整合性が図られている。

#### <施策毎の体系>

・体系毎の施策（資料5）の中で、児童館が学童期の放課後の居場所づくりだけに記載がある。児童館は0歳から18歳までの子育て支援を行っているので、乳幼児期と思春期にも記載してほしい。

➢乳幼児期から思春期まで整理して記載したい。

・ステージ毎の共通施策の中で、情報提供より相談体制が先に来るのではないか。ワンストップが実現すれば良いが、行政の垣根を低くすることと、市民の立場に立つことが重要。

・相談しやすい体制にするためには、保健師さんが余裕を持って働ける事が必要。乳幼児期の施策（5の2）は子どもが生まれるところを先にすべきではないか（順番の変更）。

・（1）は未就学期よりも乳幼児期の方がふさわしいのではないか。多様なサービスと書かれているが、質の充実も重要である。

・健診の未受診が多いので、受診、発見、対応漏れがゼロにならないと意味がない。健診の重要性を書き込むべき。

・支援が必要なお子さんへの方向性は、療育、保育、教育の順番。

- ・重要心身障害のお子さんのショートステイについてはどこの施策に入るのか。
- 自立支援部会児童部会の中で要望があった。
- ・父子家庭は苦勞されている。育児不安を抱えている母親という表現があるが、父子家庭にも配慮した表現にすべきである。
- ・10月は里親月間で、県だけで取り組んでいる。国の計画では、養護施設の規模を小さくして、拠点を多くして里親3割を目指しているが、都城は1割しかいない。3倍にしないといけないので、市としてもどこかに位置付けてほしい。

#### <市の予算>

- ・子どもに係る予算に占める割合 14.9%はどうか。他の自治体と比べてどうか。
- 予算は一般会計に占める割合である。小学校の経費等が入っていないので、子どもに使っている予算はもっとある。何を項目に入れるかで数字が変わるので、他の自治体の比較は難しい。
- ・児童館は国の事業では13事業に入らないが、都城市は13事業に入れるのか。
- 13事業は国が決められている事業なので、ライフステージ毎の施策の部分で取り組みたい。
- ・放課後児童クラブは平成24年度の実績の2倍が必要量となっている。
- ニーズ量をすぐに確保できるとは考えていない。対象年齢も広がるので、実際の必要量を見ながら委託先を増やす等を実施したい。
- ・消費税が増税することが前提となっている。予算がつかないとどうにもならない。
- ・認定こども園を推進すると人材不足がますます深刻になる。保育士の待遇改善が必要。
- ・児童育成クラブが減少傾向にある。児童館と放課後児童クラブのどちらを選ぶかは親である。

#### 【教育・保育施設の利用料金について】

- ・利用料金が決まっていないので、幼稚園は移行を迷っているところも多い。
- ・年少扶養控除が無くなると料金が上がる人がいる。市は取扱をどうするのか。
- 国の基準等を分析しているので、次回の会議にはお示ししたい。

## 2. 子ども・子育て支援事業計画（素案）について

【事前送付資料】

【当日配布資料】

### 3. 新制度の利用にかかる保育料について

#### 1 概要

- ・平成27年4月スタート予定の「子ども・子育て支援新制度」について、料金を設定する。
- ・利用料は国が定める基準額を限度として、市が定める。
- ・都城市の利用料については、新年度予算編成を経た上で、年度末に規則で定める予定。

#### 2 3つの認定区分について

・教育・保育施設を利用するには、認定が必要になる。

認定区分	年齢	必要なサービス等	利用先
1号認定	3歳以上	教育を希望(教育標準時間認定)	幼稚園・認定こども園
2号認定		「保育の必要な事由」(※)に該当し 保育所等で保育を希望(保育認定)	保育所・認定こども園
3号認定	3歳未満		

※保育の必要な事由:就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、親族の介護・看護、求職活動、就学など

・さらに保育認定については、標準時間認定と短時間認定の区分が創設される。

- ・「保育標準時間」・・・フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)
- ・「保育短時間」・・・パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)  
(就労以外の事由については、原則として短時間認定とする)

#### 3 1号認定の利用料について

- ・今までは幼稚園の保育料等は、各幼稚園が設定した独自の料金体系であった。
- ・保護者は幼稚園に毎月保育料等を負担し、年度末に世帯の所得状況に応じて幼稚園就園奨励費の補助を受けていた。
- ・新制度においては、市が決定した応能負担の料金を負担することとなる。ただし、新制度に移行しない幼稚園を除く。
- ・公立幼稚園(高城地区3園、5歳児のみ)について、今までは一律月6,000円+給食費だったが、応能負担とすべきか検討する必要がある。
- ・現行の保育料(新制度では2号・3号)については市費負担をすることにより国基準額から軽減をしており、1号認定の利用料についても軽減を検討する必要がある。

#### 【参考】H27の施設類型(9月末実施施設移行状況調査より)

区分	園数	内訳	利用料金	財政措置
施設型給付	認定こども園	6 保育園から移行:乙房、かたひら、宮丸、いなり、五十市、都原	・市が決定(応能負担) ・施設が徴収	施設型給付
		8 幼稚園から移行:アソカ、一万城、天竜系4園、にし、ししのこ		
	幼稚園	3 公立		
	保育所	47 法人立		
13 公立				
私学助成の幼稚園	5	5 私立(さくら、ふたば、妻ヶ丘、ドミニコ、清涼)	・施設が決定 ・施設が徴収	私学助成、幼稚園就園奨励費
	82			

- ・保育所は厚生労働省、幼稚園は文部科学省と縦割りだった財政制度が、施設型給付として一本化される。



#### 4. 子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定と利用調整

- ・新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組みとなる。
- ・新制度では、当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用するに当たり、利用調整を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている。

##### ◆保育の必要性の認定

国が策定する認定基準を基に、現行制度や運用の実態等を勘案しながら、各市町村が基準を策定する必要がある。

※本市では、保育の実施に関する条例により保育の実施基準を策定している。本条例を廃止し、新たに、「保育の必要性の認定基準に関する条例」を制定。

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）		
※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用		
①事由	②区分(保育必要量)	③優先利用
1 就労 2 妊娠・出産 3 保護者の疾病・障害 4 同居親族等の介護・看護 5 災害復旧 6 求職活動 7 就学 8 虐待やDVのおそれがあること 9 <u>育児休業取得時に、既に保育</u> <u>を利用していること</u> 10 その他市町村が定める事由	✕ 1 保育標準時間 2 保育短時間	1 ひとり親家庭 2 生活保護世帯 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 5 子どもが障害を有する場合 6 育児休業明け 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 8 小規模保育事業などの卒園児童 9 その他市町村が定める事由

##### ◆認定区分

年齢	区分		理由	主な利用先
3歳以上	1号認定	教育標準時間	教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
	2号認定	保育標準時間 (11時間)	保育を必要とする場合	認定こども園 保育所
保育短時間 (8時間)				
3歳未満	3号認定	保育標準時間 (11時間)	保育を必要とする場合	認定こども園 保育所 地域型保育事業
		保育短時間 (8時間)		

◆保育必要量について（本市の考え方）

・保育標準時間：主に「フルタイム」を想定 月 120 時間（おおむね週 30 時間）以上の就労

・保育短時間：主に「パートタイム」を想定 月 60 時間以上の就労

就労以外の要件については、保育標準時間を利用する理由がない場合には、短時間認定とする。※継続利用、兄弟利用の方のうち、希望者は保育標準時間認定とする。

◆保育の利用調整

・2号・3号認定（保育所、認定こども園）の場合には、市町村が利用調整をすることとなっている。本市の場合には、これまで客観的な指数に基づく調整を行っていなかったが、新制度から保育の必要性に応じた調整を行う。

国が示す利用調整のパターン

○パターン1：全ての施設・事業類型を通じて利用調整を行う方法（従来から想定されている標準的な調整方法

⇒保育所を第1希望として、認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度が高い場合、前者の保護者が優先的に選考される。

○パターン2：直接契約である認定こども園及び地域型保育事業で、それぞれ第1希望の保護者の中から利用調整を行い、保育の必要度の高い順に決定する方法（利用状況に余裕のある市町村）

⇒保育所を第1希望として、認定こども園を第2希望とする保護者の方が、認定こども園を第1希望とする保護者よりも保育の必要度が高い場合であっても、後者の保護者が優先的に選考される。

**本市においては、市内中心部を中心に入りたい保育所に入れない潜在的待機児童が存在することから、パターン1を採用する。**

都城市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準(案)

◎基本指数

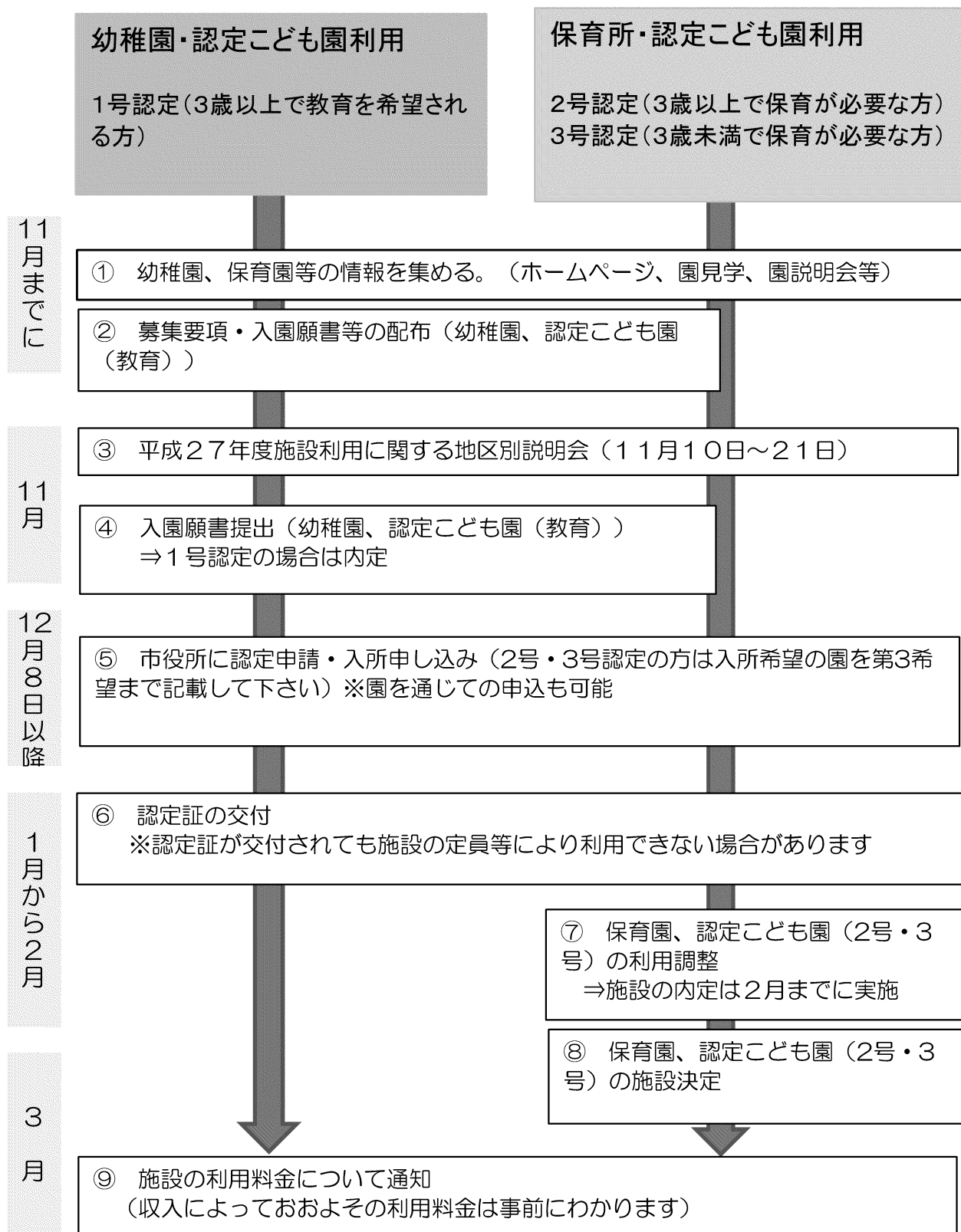
番号	類型	保護者の就労等の状況	論点	指数
1	就労	120時間以上の就労	居宅外労働、居宅内労働等の区分や 就労だけではなく、他の要件と併せる場合も入れるべきか	20
		60時間以上120時間未満の就労		18
		60時間未満(他の要件と複合の場合)		10
2	妊娠・出産	出産月をはさんで産前産後2カ月の5カ月の範囲で必要な期間		20
3	疾病・障がい	1か月以上入院している場合※	入院とそれ以外の場合の指数の差をどうするか	20
		医師の診断により※と同等とみなされる場合(常時臥床、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A、精神疾患等)		20
		上記以外の場合		15
4	介護	入院の付き添い(1日4時間以上)	入院の付き添いと居宅内介護の指数の差をどうするか	15
		居宅内介護(要介護認定3・4・5、身体障害者手帳1、2級及び療育手帳Aの介護)		20
		居宅内介護(要介護認定1・2程度)		15
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合		20
6	求職活動			5
7	就学	1の要件を適用		10~20
8	虐待・DV			20

※父、母それぞれの指数を合算し、基本指数とする。

◎調整指数

1	両親不在の場合(主たる保育者が里親、祖父母等)	+50
2	ひとり親で同居親族がない場合	+40
3	ひとり親で同居親族がいる場合	+20
4	生活保護受給世帯	+16
5	生計中心者の失業	+10
4	既に保育所に入所している児童が、弟・妹の出生により母(又は)父が取得した育児休業取得のために退園したのち、育休明けに再申請の場合	+20
5	兄弟姉妹が既に入所している場合	+20
6	障がい児(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人、発達障害又はその可能性のある人)	+50
7	小規模保育等卒園児	+20
8	3か月以上滞納しているが、分納を行っている世帯	-5
9	3か月以上滞納している世帯	-10
10	6か月以上滞納している世帯	-20
11	添付書類の提出期日が過ぎた場合	-10
12	60歳未満同居親族未就労の場合	-20

# 幼稚園、認定こども園、保育所の入園までの流れ



# 記入例

受付印

（第1面）

## 平成27年度 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書 （兼 保育所入所・認定こども園入園申込書）

【注意】

都城市福祉事務所長 宛て 1.支給認定のしおりをよく読んでから記入してください。  
2.太線枠内のみを記入してください。裏面も記入してください

平成 **26**年**12**月○×日

保護者	現住所	都城市 <b>姫城町6街区21号</b>	連絡先	父携帯 <b>0X0-1234-5678</b>
	平成26年1月1日現在の住所	〇〇県〇〇市〇〇町×番地		母携帯 <b>0X0-9876-5432</b>
	氏名	<b>都城 太郎</b>		自宅 <b>22-0000</b>

児童の**4/1**現在の年齢を記入して下さい。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を

申請に係る小学校就学前の子ども	(ふりがな) 氏名 <b>( みやこのじょう じろう )</b> <b>都城 二郎</b>	生年月日 平成 <b>25</b> 年 <b>9</b> 月 <b>10</b> 日	平成27年4月1日現在の年齢 <b>1</b> 歳	性別 <b>男</b> ・女
	認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。		
保育の希望の有無(※) <small>いづれかに○をしてください</small>	なし：(1号認定)・幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く) <b>あり</b> ：(2号認定)・保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育(3号認定)の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			

(※) ・「なし」を○で囲んだ場合は①、③～⑤に、「あり」を○で囲んだ場合は①～⑥に必要事項を記入してください。  
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部)  
・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部)

①新規に申し込む時は第3希望まで記入して下さい。  
②継続の方は第1希望のみ記入して下さい。

### ①利用を希望する期間及び施設(事業名)

利用を希望する期間	平成 <b>27</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日 から 平成 <b>28</b> 年 <b>3</b> 月 <b>31</b> 日		
順位	施設種別	施設名	希望理由
第1希望	幼稚園・認定こども園(号) <b>保育所</b>	<b>都城</b>	<b>兄が入園しているから</b>
第2希望	幼稚園・ <b>認定こども園(3号)</b> ・保育所	<b>たまご</b>	<b>家の近所だから</b>
第3希望	幼稚園・認定こども園(号) <b>保育所</b>	<b>ひよこ</b>	<b>職場の近所だから</b>

### ②保育の利用を必要とする理由等

保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を必要とする理由を全て記入してください。この要件は施設を決定する際の優先順位の基準になります。

父及び母の状況に該当するものすべてに  をして下さい。

保育の利用を必要とする理由	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 ( <b>100</b> 時間/月 又は ___時間/週) <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
	母	<input type="checkbox"/> 就労 ( ___時間/月 又は ___時間/週) <input checked="" type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input checked="" type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
希望する利用時間	利用曜日	利用時間		
	<b>月・火・水・木・金・土</b>	<b>9時00分</b> から <b>16時30分</b>		

※保育所を希望される方の保育料の納入方法	現金・ <b>口座振替</b>	※口座振替をご希望される方は、別途口座振替依頼書を金融機関へ提出してください。
----------------------	-----------------	---

※保育課記入

新規	継続	転園	摘要



## 5. 当面のスケジュール

- |       |   |
|-------|---|
| 12～1月 | ・ 第9回子ども・子育て会議<br>(子ども・子育て支援事業計画素案等)                |
| 1～2月  | ・ 子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメント                           |
| 2～3月  | ・ 第10回子ども・子育て会議<br>(子ども・子育て支援事業計画最終確定・平成27年度利用定員確定) |